**平成２７年（フ）第６５１号**
広島市安佐南区東原１丁目９番57―101号セントラルリバーＣ
破産者　木森　　薫
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第５９号**
広島県豊田郡大崎上島町中野5522番地46
破産者　竹内　和美
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

**平成２７年（フ）第４９号**
徳島県徳島市北島田町３丁目147番地　36棟８号、旧住所徳島県徳島市寺町101番地
破産者　神野美智子
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第５０号**
熊本県荒尾市川登1820番地２
破産者　古賀　哲也
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２７年（フ）第５８号**
北海道滝川市滝の川町西３丁目３番９―9105号　見晴団地
破産者　小林　顕則
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２７年（フ）第５９号**
北海道滝川市滝の川町西３丁目３番９―9105号　見晴団地
破産者　小林亜矢子
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２７年（フ）第１３１号**
北海道河西郡更別村字更別北１線55番地10
破産者　栗田　憲二
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２７年（フ）第２００号**
北海道帯広市緑ケ丘２条通３丁目２番地３
破産者　飯田　昭仁
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２７年（フ）第１８７号**
宮城県東松島市矢本字蜂谷浦153　フジタ・佐藤ＪＶ矢本造成作業所宿舎、開始決定時の住所宮城県本吉郡南三陸町歌津字長羽２―１株式会社フジタ　田の浦宿舎、住民票上の住所青森県下北郡大間町大字大間字大間平17番地290
破産者　小濱　広宣
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第４９号**
宮城県石巻市蛇田字新沼田307番地　市営新沼田第一復興住宅Ｂ―102号、前住所宮城県石巻市須江字糠塚前41番地12　仮設糠塚前団地１―５号
破産者　太田　　浩
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２７年（フ）第１７５号**
秋田市泉中央１丁目20番８号２号、前住所秋田市牛島西１丁目７番12号
破産者　本多　俊二
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第５２号**
秋田県大仙市大花町５番44号　メゾンヌーベル12―２号室、前住所秋田県大仙市大曲住吉町７番５―16号
破産者　ガーランドこと　関口　俊弘
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２６年（フ）第１０１号**
山形県南陽市宮内1204番地の３　南陽の里、開始決定時の住所山形県東置賜郡川西町大字中小松2442番地の14
破産者　井上　一広
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

**平成２７年（フ）第２１３号**
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目８番２―505号
破産者　金澤　雅子
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１５１１号**
神奈川県大和市福田７丁目14番地７　アーク桜ケ丘211号（住民票上の住所）
破産者　寺本　雅光
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１７２４号**
横浜市旭区今宿１丁目41番８号
破産者　浅野　　章
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１７２５号**
横浜市旭区今宿１丁目41番８号
破産者　浅野由紀子
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１７９７号**
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目29番15号　ハイム中通りＡ―101
破産者　本間　靖敏
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部